

意見書案第 8 号

残業代ゼロ制度の導入を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 2 9 年 9 月 1 9 日提出

提 出 者  
向日市議会議員 常 盤 ゆかり

賛 成 者  
向日市議会議員 北 林 重 男  
杉 谷 伸 夫  
飛鳥井 佳 子

## 残業代ゼロ制度の導入を行わないことを求める意見書

安倍内閣は「働き方改革」と言いながら、一方で長時間労働を助長する制度を導入しようとしている。「労働基準等の一部を改正する法律案」の1つが「残業代ゼロ制度」（高度プロフェッショナル制度）である。

高度プロフェッショナル制度は、①職務の範囲が明確で、②一定の年収（少なくとも1000万円以上）を有する労働者が、③高度な専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、上記の労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。つまり、どれだけ長時間働いても残業代は払わないというものである。

政府は、この制度のことを「時間ではなく成果で評価される働き方」と宣伝している。しかし、法案には、成果で評価されるための基準も義務付けも規定されていない。つまり、「成果で評価される」という言い方はまったくのまやかしである。

現在の案では、「少なくとも1000万円以上」という年収がかかげられているが、経団連は「年収400万円」を求めており、安倍政権も将来的な年収要件の引き下げを否定していない。これは、決して高賃金エリート労働者だけの問題ではなく多くの労働者が対象となりかねない。

残業代ゼロ制度の導入については、全国労働組合総連合が反対の意志を明確にしており、日本労働組合総連合会も賛同できないことを表明している。

よって、国におかれては、「労働基準法等の一部を改正する法律案」における「残業代ゼロ制度」の導入を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

京都府向日市議会